

歎願條項

一 特價品ノ復活 (但シ本番賃金ハ従前通り)  
二 給與米ハ稼働日数ノ制限ナク是月迄人宛三斗ヲ支給サレタキコト

三 兵役ニ関スル件

イ 入営期間中ハ公欠勤トシ勤続年限ヲ引キツグコト  
ロ 復習及ビ簡閲点時ニ召集サレタ場合ハ日給ノ全額ヲ支給サレタキコト

四 死傷ニ病者ニ関スル件

イ 即死者ノアリタルトキハ近親者ヲシテ現場ニテ詳細ニ調査セシメ遺族ニ対シ規定給与金ノ外ニ弔慰金トシテ金壹千圓ヲ給与サレタキコト  
ロ 公傷者ノ療養費白當ハ全收入ノ割以上ヲ支給シ尚且遺族ニ對シ規定給与金ノ外ニ弔慰金トシテ金壹千圓ヲ給与サレタキコト

ハ 死傷病者ニ對シテハ従来ノ現金制度ヲ廢シ安米ヲ貸與シテサレタキコト  
ニ 死傷病者ノ取扱ニ對シテ親切丁寧ニサレタキコト  
ホ 会社ノ過失ニ至ル傷害ニ對シテハ收入ノ全額ヲ支給セタキコト

五 会社ノ都合ニテ解雇セラルル者ノ規定以外ニ建康者ニ對シテハ日給ノ二百日分買傷者ニ對シテハ三百日分ヲ支給サレタキコト  
六 解雇者ヲ復職セシメサレタキコト

七 皆勤賞ハ従来ノ制度ニテ支給シ全額ハ現制度ニシテハ第一坑ニ於テ人車ト鋸車トトノ区別ヲ設ケラレタキコト  
八 三名重徳者ヲ公傷トセラレタキコト

九 臨時雇制ヲ廢止セラレタキコト

一〇 労働組合ニ干渉セザルコト  
一一 今開ノ事件ニ関シテハ犠牲性者ヲ以テサレタキコト

以上